

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年9月26日午後2時00分犬山市役所2階202・203会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	欠席
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

7番	宮島 直也	9番	河村 修
----	-------	----	------

議長

それでは議案一覧表に基づき、第41号議案から第44号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。第41号議案、農地法第5条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

譲受人は現在■■■■■に妻と、二人の子供と居住しております。現在住んでいるアパートでは、子どもの成長に伴い手狭となってしまうため、また、■■■■■に住んでいる両親の介護をするため本申請となりました。

地図資料を御覧ください。雨水は北側に新設する道路側溝に放流します。汚水は、合併浄化槽で処理して西側道路側溝へ流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー(ア)ーbーbで、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号2番。

【議案説明】

譲受人は現在、■■■■■にて父と居住しております。この度、譲受人が結婚することとなり、婚約者と子どもが家族に加わることから、現在の住居では手狭になってしまうため、本家の隣地に分家住宅を建てる申請となりました。

申請地は、農地法に基づく申請をする前に本家一体の宅地の

一部として利用している状態であるため、今回の申請書に始末書を添付しております。

地図資料を御覧ください。申請地の周囲の既存L型擁壁にて土砂の流出を防ぎます。また、雨水は東側の道路側溝に放流します。汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水と合わせて東側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑩番エー（ア）－a－bで、駅の概ね300m以内の区域にある農地で、3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー（イ）で、許可をすることができる、に該当します。

議案書の3ページを御覧ください。続いて番号3番。

【議案説明】

譲受人は、特殊印刷製品の製造販売を主たる業務として、
 に本社工場置く法人です。今回、業績が拡大により、現在の工場では手狭となっており、新工場を建築するため本申請となりました。

本申請の工場では、緩衝材の打抜き加工及び組み立てを行うため、危険物や毒物を扱うことはありません。

地図資料を御覧ください。申請地の周囲にはコンクリートブロックやL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水は敷地内に設けた雨水貯留浸透層にて敷地内処理をした後、北側道路側溝へ放流します。汚水排水は、北側に新設する公共下水道に接続します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は、裏面左側⑦番オー（ア）－bで、エー（ア）b－aの区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で2種農地に該当します。許可基準は右側のオー（イ）－bで、許可基準イー（イ）－c－（e）の住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて番号4番。

【議案説明】

申請者は平成23年に設立され、水道工事を主な業務とする法人です。

現在の会社敷地は狭く、常に資材を置く場所に困っており、また、順調に事業が拡大してきたことにより、保有車両が増えており現在の駐車場では駐車スペースが不足している状況です。そのため、新しく駐車場と資材置場を設置するため本申請となりました。

地図資料をご覧ください。申請地の周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水は南側の道路側溝へ放流します。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番エー(ア)ーbーbで、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で3種農地に該当します。許可基準は右側の36番エー(イ)で、許可をすることができる、に該当します。

議案書の4ページをご覧ください。第42号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

非農地証明については、新しい委員の皆さんに審議を受けるのは、今回初めてのケースとなりますので、制度について少し説明をさせていただきます。

通常、市街化調整区域で、登記地目が農地の場合、変更するには原則として愛知県の許可を受ける必要がありますが、農地法第2条第1項の農地に該当しないことが認められる場合は、その証明をもって地目を変更できます。

手続きとしては、今回のように土地の所有者が農業委員会に非農地証明願を提出し、農業委員会で農地に該当しないことが

認められると、農業委員会が非農地証明書を発行します。土地の所有者は証明書を法務局に提出することによって、登記地目を農地以外のものに変更することができます。

農業委員会が行う非農地の判断は、周辺と一体となって山林、原野の様相を呈していることと、その状態が一定期間継続していることが認められる必要があり、人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地かつ、基盤整備事業の実施等が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合であるか、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に農地に該当しないと認められることとなります。

このことを確認するために、犬山市の場合は、総会の前に該当地域の委員さんと事務局と一緒に現地で調査、確認を行っています。今回も9月14日に城東地区の委員の皆さんと事務局で確認を行っております。

議案書の説明に戻ります。議案書の5ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

■■■■■は、現地へ行くためには他人の土地を経由する必要がある場所で、現地に大きな農業用機械などを入れることができず、原野化しており再生困難な状態です。

また、■■■■■はたどり着くことが困難な山林の中にあります。急傾斜地となっており転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、山林化しており再生困難な状態です。

先ほどお話しした通り、9月14日に事務局と城東地区担当の農業委員である小川委員、安田委員、林委員、前田委員、間宮委員で現地付近を確認しました。現地は山林となっており、

耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

続いて第43号議案に入る前に、議案と併せてお手元に配布した別紙の補足資料「利用権の設定について」をご覧ください。今回、皆さんには初めてのケースがありますので、補足として説明をいたします。

補足資料の1の農用地利用集積計画が、第43号議案の計画です。こちらはこれまで7月、8月の総会議案にもあったケースです。

このうち、1の相対は、貸し手と借り手が、使用貸借権や賃借権などの土地を利用する権利の設定について、犬山市へ書類を提出し、それを犬山市が農地利用集積計画案として取りまとめて、農業委員会が決定を行います。

第43号議案の表の中で、左から2列目の貸付区分に相対と書かれているものがこれに該当します。

次に2の機構についてですが、貸し手が書類を提出し、犬山市が、あらかじめ借受申出をしている担い手に借り手となる同意を得て農地利用集積計画案を作成し、県と農地中間管理機構の同意を得て、最終的に農業委員会が計画を決定します。

この計画は貸し手から機構への貸借と、機構から借り手への転貸借という2つの権利を一括で計画するもので、第43号議案の表の中で、左から2列目の貸付区分に、機構と書かれているものがこれに該当します。

そして、2番目の農用地利用集積等促進計画ですが、これが第44号議案の内容に該当します。これが今回初めてとなるケースです。補足資料の図にあるように、この計画は、機構の一括計画の借り手を変更して、新しい借り手を設定する計画です。

この場合、犬山市が計画案を作成して、農業委員会の意見と併せて機構へ提出し、これを県が認可します。

議案書の説明に戻ります。続いて議案書の6ページをご覧ください

ださい。第43号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の7ページを御覧ください。今月の案件は、11件で、整理番号1～3番が、農地中間管理機構を仲介しない、相対での利用権設定となります。整理番号4～11番が、農地中間管理機構を仲介する利用権設定となります。整理番号1番から5番までが城東地区、6番から10番が羽黒地区、11番が楽田地区の案件となります。

続いて、議案書11ページをご覧ください。第44号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の素案提出についてです。整理番号1番から14番が犬山地区、15番から16番が楽田地区、17番が池野地区の案件となります。

説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局から第41号議案から第44号議案までの説明がありましたが、これについて質問、ご意見等はございませんでしょうか。

松山委員 　　制度についての質問なんですけれども、44号議案の、今の改定変更についてですね。賃貸借の権利移転について。これは、市が計画的に集約するためなのか、もしくは、借り手、貸し手、どちらかの申出により行われるものなのかを聞きたいです。

事務局 　　ただいまの松山委員の質問にお答えいたします。

計画としては市の計画ですので、市が集約していくという計画にはなりません。ただ当然ながら借り手さんのやりやすさというのがあるので、借り手さん同士の話し合いがあったりして、

■■■■■ということですから、そんなところに農機具を保管することはできないと思われまして、借り手のご住所が現地に近いところにあたりして、そこに大きい物を保管する場所があたりして、耕作の実施は可能なのでしょうか。

現地を見ましたところ■■■■■の愛知用水の管理で洞になっているようなところでしたので、なかなかこういうところを水田として管理していくというのは大変なのだと思いますし、少なくとも今年は耕作されていない農地でありましたが、その辺の2点お願いしたい。

事務局

安田委員から質問いただきましたことについて、事務局から回答させていただきます。

まず7ページの1番2番の方ですが、3条の申請で以前は通作距離ということで、30分とか離れていると、農業を効率的にやる上で、支障があるのではないかとということで、そういう規定が許可の運用上ありましたが、現在では、トラクターとか田植え機で稲刈りとかも、大手の方、結構遠いところから移動用のトラックにおいて、搬送して、遠くの農地を耕すということもございますので、一概に通作距離やここまで通う時間で、許可をしないという、許可の条件にするってことはなくなりました。

なので、その方が遠くでも、耕作ができる状態かどうか判断することになります。2番の借人については、母方のご実家が■■■■■の方で、そこに農業用機械を置くことができるので、そこからこちらの対象地へ運ぶということになります。今回、有機で米を作られるということで、そういう条件が、化学肥料だとか、農薬を使わない耕作をする上では上流部分で耕作をしたいということで、借りられる場所を探されて、今回、相対での、貸借となっております。

5番の借人については、■■■■■で一般社団法人なんですけど、■■■■■という農業者さんが組織する団体がありまして、そこの一員の方になります。

お住まいはアパートなんですけど、県道の■■■■沿いに、昔■■■■だったところがありまして、そこに団体さんの農業用の拠点みたいなのところがございます。

機械の方については、共有に近い形で使っているんですが、そういう権利設定、3条の申請許可の時もそうですけど、機械を所有するか、もしくは借りて耕作できる状態があれば、農地を所得することはできるもんですから、こちらについても、農業用機械を使えると判断されております。すでに水田で大豆等を耕作されているんですけど、最終的には味噌を作って六次化して、そういったことに取り組んでいる農業者さんになります。

議長

はい、ありがとうございました。

その他ご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

私から一ついいですか。

43号44号議案関係の補足資料、43号の方で、犬山市で書類受付と、もう一つは農地中間管理機構経由でというので、借り手にとって、この二つのルートで何か具体的に有利不利みたいな違いがあるかどうか教えてください。

事務局

借りる方についてなんですけど、機構を通じて借りた場合なんですけど、相対ですと、借り手の方は所有者の方と直接書類のやりとりをやらなければいけないというのがありまして、期間が例えば5年とか10年の貸借期間で貸し借りする場合に、担い手さん、借りる方に犬山の農業委員会の場合はいろいろ書類の方をお渡ししたりして、所有者さんに更新してもらえるかどうかの確認ですとか、そういった手続きをお願いしているんですけど、中間管理機構を通してやる場合、中間管理機構、事務局は■■■■にあるんですけど、その事務というのを市が委託している形で受託しておりまして、窓口業務は市ですとか、農業委員会の方で、事務手続きの方を行っております。その関係で、担い手さんについては、書類のやりとりとかも市や農業

委員会等とやりとりする形で、所有者さんとのやりとりっていうのは少なくても済むというメリットがあります。

他のメリットとしては、大きな担い手になればなるほど、農地の方、所有者さんがどなたかとか、そういったことが非常に管理が煩雑になるんですけど、情報が事務局の方にございますので、農業委員会の方を訪ねていただければ、書類のやりとりができます。

相対のメリットとしては、所有者さんと直接書類のやりとりとかを合わせる関係なので、密に所有者と関われる点があります。そういう意味では、昔ながらのやり方ではあるんですけど、面積をたくさん耕作するようになればなるほど、そういった関係を続けて耕作するのが大変になる部分もありますので、現在では、多くの担い手さん、今までやってこられた方がどんどん農地はやめたいということで、大手の担い手さん方に農地が集まってきている状況の中で、そういう間に入って仲介する機関として、担い手さんでは中間管理機構の方が今主流な形になっております。

国の補助とか県の補助を受ける場合も中間管理機構を、国の施策ですので、中間管理機構を使って貸し借りをしていると、採択の際の加点になりますので、大手の農家さんは中間管理事業の方を優先いただいているというところになります。

議長 要は、借り手に、どちらも費用負担が発生しないということが共通で、今おっしゃったような説明で市としては、2番目の機構を通して要望を推奨したいということですね。

事務局 そうです。

議長 わかりました。

それ以外にご質問はよろしいでしょうか。

私もう一ついいですか。

議案書の4ページですね、4ページの3番の件ですが。

一つは、該当地について、対象となっていない区画が、あると思うんですが、これは土地の所有者から断られたのか、それとも最初からここ、対象地に含まずに申請がされたのか、どちらでしょうか。

事務局

会長のご質問にお答えします。

申請地の北東側ですね、1ヶ所角を削れたような部分があって、こちらと一緒に転用しなかった理由というところだと思うんですが、こちらについては会長のご指摘通り、地主さんがまだ耕作を続けたいという意向があって、ここだけは取得ができなかったと事業者の方からは聞いております。

以上です。

議長

わかりました。

続いてもう1点、説明の中で農地区分表の、表の10番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているという部分ですが、業種は工場で、日常生活又は業務上必要としてると、集落に接触して設置される、この辺が実態としてどうかなっている気は、現地を見て感じたんですが。

事務局

今の会長のご質問に回答させていただきます。

こちらについては、農地法の許可を受ける愛知県の方とも事前に調整しているんですけど、申請者さん、XXXXXXXXXXにある会社さんで、周辺部ではもう工場の用地として使える場所がなく、規模を拡大したいということで、新たに工場を建てられるところを探していく中で、犬山市の方でいろんな許可が取れる見込みの土地がありまして、隣町、距離的にも近いので、その周りに活用できる場がないものですから、業務上、使用できるところで一番近いところを探していく中で、犬山の土地が、今回、可能性があるということで申請となっております。なので、市境を離れているんですけど、こちらの申請地周辺、居住

者の関係で業務上必要な施設ということで、まず、該当しております。そして、集落ということで、昔からある[]さんで、その南側には少しだけ住宅ですとか、町工場があるんですけど、あと北側の方にも、[]の東側ですかね、集落が続いていておりまして、そういう集落の方に続いてずっと隣接している場所に当たるので集落に接続をしているエリアということで判断しております。

議長

ありがとうございます。

あの辺一带、見ていただくとわかるんですが、非常に優良な農地なんですね。優良な農地で、例えばすでに工場店舗があって隣接した施設の農地を駐車場にしたいと、それならわかるんだけど、[]の会社が犬山市でそういう事業で農地を取得したいというのであれば、わざわざ、結構優良な農地の一角をこういう形で転用することについて少し抵抗してもいいような気がしました。例えば、こないだの農地パトロールを見ていただいてもわかるように、結構やっかいな耕作放棄地がちょこちょこあるわけですよ。

だからそういうところで、道路に隣接して、この会社にとってね、入りはそんなに不便でないところだったら、そういう場所いくつか情報提供して、今申請されてるこの場所は、すぐにはOKじゃないけどもこういうところがありますよって話ですね。そうすると、農業委員会にとっても一石二鳥なんですか。そういうのは可能なんですか。

事務局

今回の申請についても、農振農用地ということで優良な農地になっております。ただ、市の都市計画マスタープラン、都市を開発する方の計画で、この羽黒の成海のエリア、高橋のエリアなどは、市で工場を誘致するエリアに位置付けられています。事業計画では、工場用地として6795㎡ということで、ある程度面積の確保ができる場所が必要で、事業者がいろんなところを探した結果、この場所で申請に至っております。

農業サイドとしては当然、まだ周りに農地が広がってるところですので、犬山にもこういう位置付けがされてる他の場所、塔野地の41号沿いで、何件か運送会社だとか、工場ができた場所、農振農用地じゃないところでどうですかという確認はしておりますが、他に結局場所が見当たらずに最終的に行き着いてる土地がこちらになります。

あと、汚水の排水ですね。農地に来る時に一番ネックになるのが汚水の排水なんですけれども、このエリアは近くまで下水道がきておりますので、申請者の方で延長して、下水道へ接続して、汚水排水については、農業系の水路だとか排水に入らないような対策をとられて、計画されておりますので、周辺にどうしてもまだ農地が広がってるんですけど、付近の方が農業やっていく上で、影響が少ない場所というところで、最終的に今回の申請地になりました。

事務局

補足をさせていただきます。

簡単に言いますと、先ほど会長からも、ここ優良な農地なんじゃないかというような表現といたしますか、お言葉があったと思うんですが、農地区分表と呼んでいるんですけど、農地の区分というのがありまして、1種、2種、3種と、もっと優良な農地っていうのがありまして、今回の農地が2種ということになります。

先ほど都市計画マスタープランの話があったんですが、いわゆる、まちを豊かにするっていう産業の中で、農業なのか、工業なのか商業なのかとかいろいろあるんですが、基本的には先ほどの1種農地っていうのに、工場を呼んでこようっていう計画ではありません。

いわゆる農地の中の優良さにも区別をつけておりまして、本当に優良なところに工場を呼んでこようという計画ではないんですが、2種以下のところについては先ほどご説明した工場を集積したいなというエリアが位置付けてあったりしております。今回の場所がそういった場所なんですけど、下水道が近くに

あったりですとか、集落が比較的近くにある場所については、2種とか3種になってくるもんですから、そういうところは、担い手さん自体も少なくなってきたという部分からも、活用できるところは活用しながら残すべきところを残しましょうっていうマスタープランになっているものです。

補足させていただきました。

議長

ありがとうございます。

マスタープランに該当するエリア地域だということをおっしゃっていただいたらそれですんなりと、私は納得したんですが、そういうことですね。これ、道路で囲れば結構広いエリアですが、この地域はマスタープランに該当するんですか。

事務局

東側に [REDACTED] で、南側に [REDACTED] がありますが、北側については、マスタープランでそういう産業集積誘導に位置付けられております。

議長

ありがとうございました。

他にご質問、ご意見、どうぞ。

官島委員

工場等の買収で、法律上しかたないと思うんですけど、耕作者とか農業者に何も対応がないというか、それを企業側に請求するとか、できないとは思いますが、耕作者と地権者が別にいたりもするんですけど、耕作者は基本的に買収が決まったから返してくださいというパターンが多くて、農業者が軽視されているような気がするんですけど、それはどうしようもないんですかね。

事務局

官島委員からのご質問にお答えします。どうしても農地の貸し借り、最終的には民と民の部分があるので、そこについては開発をされる事業者さんですとか、間に不動産屋さんとかが入ることが多いんですけど、農業委員会の方に確認があった際に

は、農業、耕作をしてる方との調整もお願いしますねということで、借りてる方について、ちゃんと説明をされて合意をとっていただくようにはお願いしています。

そういう時に、どうしても金銭での補償ですとか、そういった部分でされてるケースも中にはあるとは聞いておりますが、農業委員会とか市役所の方で一律こうしてくださいとか、基準とかの話ではないですから、直接その部分は、耕作者さん、所有者さん、あと開発をしたいっていう方との調整の中で整理をいただいております。

議長

ありがとうございました。

他にご質問ご意見ないようですので、ここで地区の審議を行います。

時間は今から15分ぐらいですから3時15分再開ということで、それまで、地域ごとの審議をお願いいたします。

午後3時00分 地区審議

午後3時15分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第41号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

田中委員

1番の田中です。

番号1番について、地区審査の結果、可と認めます。

以上です。

議長

2番について、城東地区お願いします。

安田委員

5番の安田です。

2 番について、地区審査の結果、可と認めます。
以上です。

議長 3 番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6 番の斉木です。
3 番について、地区審査の結果、可と認めます。
以上です。

議長 4 番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9 番の河村です。
4 番について、地区審査の結果、可と認めます。
以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第 4 1 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて第 4 2 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。
城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。
非農地につきましては、事務局からご説明がありました通り、現地の確認をいたしまして、過去、何十年間にわたりまして耕作されておられないような状況でございましたので、現地は竹林もしくは雑木林という状況でございます。

したがいまして、地区審議の結果、可と認めたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第4.2号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第4.3号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番から5番について、城東地区お願いします。

安田委員

5番の安田です

1番から5番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

6番から10番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員

6番の斉木です。

6番から10番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

11番について、楽田地区お願いします。

田中委員

10番の田中です。

11番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第43号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第44号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の素案提出について、別紙農用地利用集積計画等促進計画素案について、農業委員会の意見を求めます。

1番から14番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

1番から14番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 15番から17番について、池野地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

15番から17番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第44号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告させていただきます。

議案書の16ページをご覧ください。報告第16号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は1件です。

続いて議案書の17ページをご覧ください。報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は6件です。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等はございましたらお願いいたします。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

